

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する 省令案（仮称）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果に ついて

令和4年4月1日（金）
環境省地球環境局地球温暖化対策課

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）
について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

1. 概要

- （1）意見募集期間：令和4年1月12日（水）～同年2月12日（土）
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ
- （3）意見提出方法：e-Gov の意見提出フォーム、郵送

2. 意見募集の結果

- （1）意見件数：132 件
- （2）お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方：
別紙のとおり

お寄せ頂いた御意見の概要と御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。

※意見の概要に記載された内容は、基本的に頂いた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

No.	意見の概要	意見への回答
1	<p>(環境省令において定める基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県ごとに環境配慮事項を設定すると、地域ごとに配慮事項の格差が生じる。地域の実情に合わせた設定の前に、国の一律の環境配慮事項と基準が必要だと考える。 7項省令は都道府県のみを拘束し、市町村は(協議は推奨されているものの)都道府県基準が定められない限り配慮する必要はない。また、市町村マニュアルも技術的助言に過ぎず、市町村の判断によりマニュアルに反することも可能である。これらのことから、都道府県マニュアルや市町村マニュアルで示す予定とされているもののうち、地域偏在性が小さいものや、是非守られるべきと考えられる事項については、マニュアルによる提示ではなく、6項省令において普遍的強制力を持って示されるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が促進区域を設定するに当たっては、自然環境を含め、環境への適正な配慮を確保することが必要であることから、本パブリックコメントを経て公布する地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(以下「施行規則」という。)において、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条第6項に基づき、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も促進区域を定めるに当たって共通して遵守すべき基準を定めるものであり、また、都道府県は施行規則に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものとして、市町村が促進区域を定めるに当たって基づくべき基準を定めることができることとしているものです。 また、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)」は、地域脱炭素化促進事業に関する事項を策定し、及び実施する際に参照されることを目的とし、施行規則に基づき適切な制度施行のための技術的助言として詳細な解説を示すものであり、法第21条第6項及び第7項に基づき定める環境省令の内容についても解説するものです。
2	<p>(法第21条第6項の環境省令で定める基準のイ促進区域に含めないエリアに関する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 促進区域に含めないエリアの鳥獣保護管理法に基づく特別保護区について、地上空間を広く利用する発電方式には関係するものの、地上部を限定的に活用する発電方式では、影響は限定的と思慮されるので、促進区域からの一律除外ではなく、発電方式により、エリアを限定して運用されるべき。 太陽光発電・風力発電・バイオマス発電に関して、以下2点を規制必須条件として定めること1. いわゆる住宅地(集落、住宅など)と適正な距離(以上)離すこと、2. 太陽光発電に関しては、ソーラーシェアリングを原則とする。この対象には、農地ばかりではなく、原野などいわゆる未使用地も含めること 温暖化防止機能のある森林を破壊しての温暖化対策は本末転倒であり、水源 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が促進区域を設定するに当たっては、自然環境を含め、環境への適正な配慮を確保することが必要であることから、施行規則において、法第21条第6項に基づき、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も促進区域を定めるに当たって共通して遵守すべき基準を定めるものであり、また、都道府県は施行規則に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものとして、市町村が促進区域を定めるに当たって基づくべき基準を定めることができることとしているものです。 施行規則において、促進区域に含めない区域としているのは、市町村

<p>保全、土砂災害防止、生物多様性保全の観点から重大な悪影響が及ぶことが懸念されることから、森林を大規模に破壊する再エネ開発は止めるべき。</p> <p>以下の地域も促進区域に含めないようにすべき。</p> <p>森林法上の保安林、国有林、国立公園又は国定公園、鳥獣保護管理法上の鳥獣保護区、種の保存法上の生息地等保護区、砂防法上の砂防指定地、地すべり等防止法上の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害防止法上の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害防止法上の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・促進区域から除外された地域、国立公園、国定公園、鳥獣保護区などの外側 30 キロ、市街地、集落、人家の周辺 30 キロまでの範囲も、促進区域から除外すべき。理由は自然公園や鳥獣保護区の間も、緑の回廊指定がかかっている地域など、野生動物の移動経路となっていること。最近、巨大風力発電施設の計画が進み地域住民から反対の声が上がっていることを鑑みて、上記のようにすべき。 ・イの促進区域に含めない地域（一律に除外すべきエリア）は、全て法令に基づくべきものであり、法令に基づかない内規等による規制を理由に促進区域から除外することの無いようにしていただきたい。 ・口の①②③④⑤⑥及びハの①②全て及び国有林をイの促進区域に含めない場所にすべき。「支障を回避する適切な措置」が不十分になる可能性が高すぎるため。 ・自然環境にも配慮しながら再生可能エネルギーの導入を進めていくには、国立/国定公園の第 2・3 種特別地域、世界自然遺産、ジオパーク、ラムサール条約登録湿地、重要里地里山、重要湿地、保安林、保護林、緑の回廊、植生自然度 9 以上、特定植物群落のほか、IBAs や KBA などの民間団体による保護指定地も促進区域に含めないことが重要である。また、OECM の重要性が指摘されていることから、OECM になり得るポテンシャルがあるエリアも促進区域から除外される必要がある。 ・環境アセスの対象は大規模開発を伴う事業であり、土砂災害が発生した場合の影響も大きい。その観点から土砂災害リスクが有る場所は促進区域にするのは出来る限り避けるべきで、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区、大規模崩壊危険斜面といったエリアも除外するべきである。 ・2の1の口の 1, 2, 3, 6, は、イ促進区域に含めないこと、に入れるべき。ただし、森林伐採面積が少ない地熱発電施設なら例外にしてもいい。理由としては、再エネ施設の CO2 削減効果より森林伐採による CO2 削減、水源保全、動植物の生息、景観が失われるデメリットの方が大きいから。また、再エネ施設は以下のような場所に造る方がいい。休耕田やため池、建物の屋上、廃炉にした火力発電所や原発の敷地内。 ・いずれの地域脱炭素化施設においても、生物多様性の確保及び自然環境の体 	<p>が一律に促進区域に含めないこととする区域です。環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、当該区域内においては再生可能エネルギー施設の立地を原則認めないこととしている区域を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、盛土をはじめとする防災に関する検討、OECM といった新たな概念の検討状況等に応じ、適時適切に施行規則の見直しを行います。 ・法の施行に当たり、環境省は都道府県等に対して、技術的助言として施行通知を示し、当該通知においては「促進区域の設定に当たっては、市町村は、国や都道府県が設定する環境配慮の基準に従って、地域の自然的社会的条件に応じて環境保全の適正な配慮が確保されるよう所要の検討を行うことが必要である。加えて、環境保全以外の観点からの社会的配慮・社会的条件（例：既存の土地利用や先行利用者の状況、各種法令による規制、電力系統など）についても既存情報や関係行政機関からの情報を踏まえ適切に把握し適切に考慮することが求められる。例えば、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、促進区域の設定に当たっては、関係法令等も考慮し、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避するなどの留意が必要である。従って、適正に環境に配慮し、社会的配慮・社会的条件も踏まえた上で、適切な促進区域を設定するためには、協議会等も活用しつつ、地域の実情を的確に把握し関係者で共有した上で、丁寧に合意形成を図りながら促進区域を抽出していくことが求められる。」旨を示しています。また、「市町村で促進区域を設定するに当たって、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明しうるものが懸念される場合においては、地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全のための取組に適切な措置を市町村が位置付けることにより、事業の実施に際して事業者において適切な所要の措置が講じられることを担保し、これにより環境保全上の支障のおそれが生じないよう措置することが必要である。地域の環境の保全のための取組として規定すべき適切な措置としては、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の立案（事業位置・規模、発電設備の配置・構造等の検討や、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等）等が考えられる。」旨を示しています。 ・なお、促進区域に農林地を含めようとする場合については、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月閣議決定）において、「促進区域に農林地を
--	--

系的保全に区分される環境配慮事項を挙げているが、法に定める特定の種や区域のみを保全するのでは、生態系のバランスを保つことはできない。多種多様な生き物が棲息する奥山、源流域の森、人の生活や営みと密接な関りを持つ里山等、集落を取り囲む二次林、農地、ため池、水路、水田、草地等を含む地域一体、源流域の森で作られた水が流れ込む川とその流域を、「促進地域に含めない地域」に加えるべき。

・理由二酸化炭素の発生を抑えるために再エネ事業を導入するのであるから、二酸化炭素の吸収源である森林を伐採してはならないのは当たり前である。また、森林は、私たちの水源である。促進地域には森林伐採を伴う場所を入れないこと。今後は認めないようにしていただくと同時に、まだ建設されていない事業についても、この規制を適用してほしい。

・2(1)イに、国有林を入れていただきたい。国有林は、地球上すべての生物の共有生活圏として未来永劫保管しなければいけない場所の一つで、日本国の責任において唯一、護り通すことができる場所である。約九割が保安林に指定されている国有林を経済的な資本として扱わないで、地球温暖化対策の要として国有林の人工林を針葉樹から広葉樹の自然林に戻しながら、国有林面積を増やしていくなどの取り組みを行い、地球温暖化を食い止めていただきたい。

・カーボンニュートラルを目指すうえで森林は最低でも現状維持すべきであり、エネルギーを消費する都市部や工業地帯、港湾等により多く作るべき。イにおいて住宅地等の都市部から一定の距離が離れた森林は促進区域に含めないこととし、ロ、ハは削除すべき。

・促進区域から森林は原則的に外し、除外区域（ネガティブゾーン）と規定すべき。都道府県や市町村で制定されている「仮称、太陽光条例」に基づき事業（建設）が規制されている「抑制区域」等は、促進区域に含めないように法令で規定すべき。

・従来の森林破壊、災害防止、水源保全、生物多様性保全に関わる法令上指定されている区域は、全て再エネ促進区域に含めないのが、普通の考えと思う。

・森林や、災害防止、水源保全や自然環境、野生動植物保全等のために法令上規定されている地域では、原則、再生エネルギー開発はできないようにすべき。どんどん転売が繰り返され違法な業者が運営していたり、責任がとれないような業者が関わるようなことのないようお願いする。森林を守りつつ、適切な範囲での再生エネルギー開発ができるように、エネルギー開発の研究に力を入れるべき。

・「保安林であって、環境の保全に関するもの」が促進区域に含まれる場合の記述により促進区域に指定可能な保安林まで外されることとなる可能性があるため削除もしくは取扱いに考慮いただきたい。

含めようとする場合は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の基本方針や同法第5条第5項の農林水産省令で定める基準にものごとで行うべきである。」とされています。

・本制度の円滑な運用に必要な情報については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」等において整理・提示することとしています。

・そもそも促進区域の基準があまりにもザルで大ざっぱすぎます。現状では促進区域に“含めない”場所があまりにも狭く、実質、自然破壊を推進しているルールとしてしか機能していない。現時点で「含めない」とされている場所は日本全国を見渡してもごく一部しかなく、言い換えるとほとんどの場所は促進区域となっているわけである。森林破壊や生物多様性保全などはもちろんだが、昨今取り沙汰されることの多い自然災害防止の観点からも、「含めない」場所をさらに拡大すべき。

・「促進地区」とすべきでない地区について、(案)では環境保全という観点が色濃く反映された限定的な条件となっている。環境をSDGsの視点からもっと幅広くとらえ、温対法の施行規則という制約は理解できなくはないが、他法令を含めた横断点的で幅広い視点から促進地区の制約について検討をすべき。

・「2050年カーボンニュートラル」実現の重要性に鑑み、促進区域の指定は“ポジティブゾーニング”であることを明確化すべきであり、促進区域から除外すべきエリアについては、見直しや変更等も含め柔軟な対応をお願いしたい。

・「2050年カーボンニュートラル」の重要性に鑑み、促進区域から除外すべきエリアとされる第1種特別地域については、当該特別地域の指定の見直し等の対応をお願いしたい。

・6項省令案について、ナショナルミニマムとして「含めないこと」とする地域4項目、「支障がないと認められる地域」計8項目が掲げられているが、(参考資料)7項省令案(概要)に記載がある、「世界自然遺産」や「ラムサール条約登録湿地」などは、国際条約に基づくものであるため、国として保全すべきものとして、6項省令中に「認められない区域」として(緩衝区域を含めて)掲げるべき。

・「イ 促進区域に含めない場所」についてクマ類の生息地を促進区域から除外すること。促進区域にクマ類生息地を含めると、クマ類が出没することになり、事故が発生する可能性がある。

・促進区域に含めないエリアのイメージが記載されているが、景観、農地、森林を維持することも考慮して頂きたい。そもそもの話だが、太陽光発電や風力発電は安定的な電力ではないため、あくまでも補助的な位置づけに過ぎないと思う。

・防衛施設等に対する促進区域の考え方は、国全体として統一されるべきであり、「含めない地域」とするか、離隔の取り方などの配慮の方法などの「配慮を求める事項」とするかなどについては、都道府県基準ではなく省令において定められるべき。

・地熱資源は大きなポテンシャルを有するものの地域偏在性が大きく、大部分は山間部に賦存するが、そのような場所はアクセスの難しさがあり、立地可能な場所は極めて限られピンポイントとなるため、そこが広範囲に「除外すべきエリ

	<p>ア」とならないようにしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イの促進区域に含めない地域は法令に基づき設定し、内規等による規制区域は対象外とし、口とハに該当する区域については、適切な措置を指導のうえ積極的に容認し、促進区域の最大化と最大限の活用を図っていただきたい。 ・温暖化対策と称して各地で森林破壊を伴うメガソーラーの建設及び計画が進んでいる。森林破壊を伴うメガソーラーの建設を厳しく取り締まる文言を改正案の中に入れてほしい。 ・森林を大規模に伐採するメガソーラーや大規模風力発電が各地で計画されているが、温暖化防止機能のある森林を破壊しての温暖化対策は本末転倒である。また、水源保全、土砂災害防止、生物多様性保全の観点から重大な悪影響が及ぶことが懸念されることから、森林を大規模に破壊する再エネ開発は)止めるべき。農地も促進区域に含めたくない。放棄された農地もあるが、去年まで耕していた農地を簡単にソーラー発電に使うなどという愚行はやめていただきたい。食料自給率の低い日本なのに、農地を簡単に捨てるような行為は食料自給率をより一層低くするもの。 ・森林を伐採したり、生態系を破壊することは、そもそも温暖化を早めることとなり、本末転倒と考える。一定基準、例えば円周10センチメートル以上の樹木の伐採を禁止。伐採した場合は一定期間(例えば20年間)電気の買取りを行わない。野生脊椎動物が生息しているエリアへの建設禁止。 	
3	<p>(法第21条第6項の環境省令で定める基準の口について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第21条第6項の環境省令で定める基準の口に、森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林であって、環境の保全に関するものがあるが、これを例えば、森林法第4条及び第5条の規定に基づく森林計画の対象である森林などの表現として、保安林と限定せず、もっと対象森林を増やすべきではないかと考える。 ・(1)口について、保安林の扱いについて、保安林指定は森林法二十五条の1から十一まで幅広く定められおり、保安林の主旨を鑑みれば、温対法の施行規則という制約はあるが保安林のうちの環境の保全に関するものだけに限定すべきでない。 ・(1)口について、自治体の森林計画計に基づく計画民有林は、各自治体で制定されている太陽光条例では、再生可能エネルギーの抑制地域としている。保安林だけでなく計画民有林も明記すべき。森林を促進地区に入れることは、温対法第四十二条との整合が取れず、温対法の主旨に反する。 ・保安林は災害防止、環境保護などの機能を有する一方で、再エネ(特に風力発電)導入の大きなポテンシャルを有する。そこで、「2050年カーボンニュートラ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が促進区域を設定するに当たっては、自然環境を含め、環境への適正な配慮を確保することが必要であることから、施行規則において、法第21条第6項に基づき、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も促進区域を定めるに当たって共通して遵守すべき基準を定めるものであり、また、都道府県は施行規則に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものとして、市町村が促進区域を定めるに当たって基づくべき基準を定めることができることとしているものです。 ・促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域は、一律に促進区域に含めないこととするまでは言えないものの環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な区域を定めており、環境保全の支障を防止する観点から再生可能エネルギーの立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要な区域を定めています。 ・今後、盛土をはじめとする防災に関する検討、OECMといった新たな概

<p>ル」へ向けた第6次エネルギー基本計画における2030年度の再エネ導入見込量（陸上風力17.9GW）実現のためには、保安林を促進区域から除外すべきエリアとすることは適当ではない。</p> <p>また、風力発電事業に必要となる面積の主要な部分は道路であり、風力発電所設置の過程で整備される道路は森林作業のために用いられる林道規程に則った道路とすることが可能であり、林道の整備に貢献している。このように、風力発電事業の適正な導入により保安林の機能を維持し、収益化と林道整備を通じて森林ないし林業との共存が実現可能である。</p> <p>したがって、国全体が「2050年カーボンニュートラル」実現へ動いている中、保安林を促進区域から除外すべきエリアとすることは、再エネの導入拡大を阻むだけでなく、森林法の趣旨をも没却することとなり、合理的な判断とはいえない。促進区域に保安林が含まれる場合であっても、「環境の保全に関するもの」という曖昧かつ広範な記述では、全ての保安林を促進区域から除外すべきとの誤解を与える恐れがあり、都道府県の環境配慮基準の設定にネガティブな影響を与えることとなるため、「マル6 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林であって、環境の保全に関するもの」は削除していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)口について、保安林として指定できない、海岸法第三条の海岸保全区域及び自然環境保全法第十四条第一項の原生自然環境保全地域についても、保安林同様に明記すべき。 ・(1)口について、「当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」とは、本来、「当該区域の指定の目的を解除するのと同程度」の断面で許認可権者から要求される事項である。具体例の一つとして、森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林における「指定理由の消滅」もこれに当たると考えられる。つまり、促進区域指定時に「当該区域の指定の目的を解除するのと同程度」か否かのエビデンスや、「地域の環境の保全のための取組として当該支障を回避するための適切な措置の位置付け」について、一地方自治体レベルで判断できようもなく、当該規定により潜在的な再生可能エネルギー創出の機会消失に繋がる可能性がある、と考えられる。したがって、この場合、当該規定に係る「支障」という文言を「滅失」と置き換えていただきたい。「滅失」であれば、相当程度の開発行為を伴わない限りは該当することがないと思われる。「滅失」の程度については、全国一律の定義を改めて考える必要がある。 ・第1種特別地域の周辺であっても、当該地域からの景観の規制等を理由に、風況が良好な場所であっても風力発電事業の開発を断念する事業者等が散見され、事実上、過度な立地制約となっている。自然公園法施行規則第9条の2第1 	<p>念の検討状況等に応じ、適時適切に施行規則の必要な見直しを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の施行に当たり、環境省は都道府県等に対して、技術的助言として施行通知を示し、当該通知においては「促進区域の設定に当たっては、市町村は、国や都道府県が設定する環境配慮の基準に従って、地域の自然的社会的条件に応じて環境保全の適正な配慮が確保されるよう所要の検討を行うことが必要である。加えて、環境保全以外の観点からの社会的配慮・社会的条件（例：既存の土地利用や先行利用者の状況、各種法令による規制、電力系統など）についても既存情報や関係行政機関からの情報を踏まえ適切に把握・考慮することが求められる。例えば、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、促進区域の設定に当たっては、関係法令等も考慮し、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避するなどの留意が必要である。従って、適正に環境に配慮し、社会的配慮・社会的条件も踏まえた上で、適切な促進区域を設定するためには、協議会等も活用しつつ、地域の実情を的確に把握し関係者で共有した上で、丁寧に合意形成を図りながら促進区域を抽出していくことが求められる。」旨を示しています。また、「市町村で促進区域を設定するに当たって、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明しうることが懸念される場合においては、地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全のための取組に適切な措置を市町村が位置付けることにより、事業の実施に際して事業者において適切な所要の措置が講じられることを担保し、これにより環境保全上の支障のおそれが生じないよう措置することが必要である。地域の環境の保全のための取組として規定すべき適切な措置としては、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の立案（事業位置・規模、発電設備の配置・構造等の検討や、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等）等が考えられる。」旨を示しています。 ・促進区域は、地域脱炭素化促進施設の種類の別々に定めるものです。また、促進区域の設定に当たっては当該促進区域において促進される地域脱炭素化促進事業の認定要件として地域の環境の保全のための取組を定めることができ、当該取組において、地域脱炭素化促進施設の事業位置・規模や発電設備の配置・構造、環境保全措置等の要件を定めることができます。施行規則において、口にあたる当該地域脱炭素化促進施設の整備により次に掲げる区域の指定の目的の達成に支障を及
--	--

	<p>号に基づく第1種特別地域の周辺地域については、促進区域の設定が可能であること確認していただきたい。本改正法下の促進区域の設定においては、風力発電事業の導入に支障をきたすような、立地規制につながりかねない基準を設けることは避けていただくべきであるとともに、除外すべきエリア以外については、より積極的に促進区域として設定していくべきであることを明確にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、農振地域・農地は開発規制の対象である。保安林に係る記載がある中で農地に係る記載が無い理由について、どのように整理されているか。 ・ロあるいはハに該当する区域については、電源種、発電方式、発電所設置計画等によって環境への影響が及ぶ範囲や程度がそれぞれ異なるため、電源種毎に適切な措置を指導のうえ積極的に容認し、促進区域の最大化と最大限の活用を図っていただきたい。 ・促進区域の基準、ロについて、土砂災害防止法の警戒区域・特別警戒区域、および、砂防指定地および砂防施設の上流集水域を含めるべき。 	<p>ばすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に法第二十一条第五項第五号イに掲げる事項として当該支障を回避するために必要な措置を定めることとしている区域、また、ハにあたる当該地域脱炭素化促進施設の整備により次に掲げる環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に法第二十一条第五項第五号イに掲げる事項として当該支障を回避するために必要な措置を定めることとしている事項については、地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じて検討し定めるものとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、施行規則においては、保安林の対象を明確化しています。 ・また、促進区域に農林地を含めようとする場合については、地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）において、「促進区域に農林地を含めようとする場合は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の基本方針や同法第5条第5項の農林水産省令で定める基準にものつって行うべきである。」とされています。 ・本制度の円滑な運用に必要な情報については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」等において整理・提示することとしています。
4	<p>（法第21条第6項の環境省令で定める基準のハについて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2の（1）のハに、「森林の多面的機能の保全への支障」を追加すること。 ・（1）ハについて、種の保存法第4条第3項の国内希少野生動植物種ではなく、国際希少野生動植物種で日本に分布の種もあるため第2項の希少野生動植物種と明記すべき。 ・（1）ハについて、「環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがない」という判断は、どのような基準においてなされるのか不明である。判断の基準を明記すべき。 ・騒音については、騒音規制法にて設置基準が定められており、事業者は基準をもとに再生可能エネルギー発電設備の設置を行うこととなる。今回の法令案により、騒音規制法に追加してさらに温対法でも規制が追加されることになり、再生可能エネルギー発電設備促進の妨げになる。また、「騒音等による生活環境への支障」と抽象的な表現であることから、促進地域を審査する市町村にとっても判断が難しくなり、市町村担当者や申請する事業者も必要以上の書類の対応に追われ負担が増える。よって、2の（1）のハの2の記述は温対法の趣旨である再生可能エネルギー設置推進とは異なったものであり、削除もしくは騒音規制法 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が促進区域を設定するに当たっては、自然環境を含め、環境への適正な配慮を確保することが必要であることから、施行規則において、法第21条第6項に基づき、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も促進区域を定めるに当たって共通して遵守すべき基準を定めるものであり、また、都道府県は施行規則に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものとして、市町村が促進区域を定めるに当たって基づくべき基準を定めることができることとしているものです。 ・施行規則において、促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項として定めているのは、性質上環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要です。これらは、性質上環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な事項であって、環境保全の支障を防止する必要性が高いものの性質上区域での規制が行われていない事項を定めています。

<p>を基準とするなど取扱いに考慮いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力の低周波音、可聴音両方について騒音に関する指針などが既にある状態であるにも関わらず、「騒音等による生活環境への支障」と極めて定性的な記載となっており、「推進」には程遠い、「規制」「制限」「Negative Zoning」とならないか大いなる心配がある。 ・市町村による促進区域の設定にあたり、国内希少野生動植物種の生息・生育への支障があるエリアを配慮事項として示すことを提案しているが、そもそも生息地等保護区の指定が進んでいないため、その点だけでは国内希少種の生息・生育地に配慮したことにならない。最新のまたは詳細な国内希少種の生息・生育地の位置を知るには、これまでに縦覧されたアセス図書の収録情報を活用し、かつ、地域住民等が持つ非公式な情報を十分に収集することが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、盛土をはじめとする防災に関する検討、OECMといった新たな概念の検討状況等に応じ、適時適切に施行規則の必要な見直しを行います。 ・法の施行に当たり、環境省は都道府県等に対して、技術的助言として施行通知を示し、当該通知においては「促進区域の設定に当たっては、市町村は、国や都道府県が設定する環境配慮の基準に従って、地域の自然的社会的条件に応じて環境保全の適正な配慮が確保されるよう所要の検討を行うことが必要である。加えて、環境保全以外の観点からの社会的配慮・社会的条件（例：既存の土地利用や先行利用者の状況、各種法令による規制、電力系統など）についても既存情報や関係行政機関からの情報を踏まえ適切に把握し適切に考慮することが求められる。例えば、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、促進区域の設定に当たっては、関係法令等も考慮し、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避するなどの留意が必要である。従って、適正に環境に配慮し、社会的配慮・社会的条件も踏まえた上で、適切な促進区域を設定するためには、協議会等も活用しつつ、地域の実情を的確に把握し関係者で共有した上で、丁寧に合意形成を図りながら促進区域を抽出していくことが求められる。」旨を示しています。また、「市町村で促進区域を設定するに当たって、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明しうることが懸念される場合においては、地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全のための取組に適切な措置を市町村が位置付けることにより、事業の実施に際して事業者において適切な所要の措置が講じられることを担保し、これにより環境保全上の支障のおそれが生じないよう措置することが必要である。地域の環境の保全のための取組として規定すべき適切な措置としては、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の立案（事業位置・規模、発電設備の配置・構造等の検討や、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等）等が考えられる。」旨を示しています。 ・なお、環境基本法においては、「環境の保全上の支障の防止」とは、公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害を防止することや、確保されることが不可欠な自然の恵沢を確保することをいいます。一方で、「環境の保全」は、こうした支障の防止にとどまらず、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境の確保などを含むものであり、大気、水、土壌等の環境の自然環境の自然的構成要素及びそれらにより構成されるシ
---	--

		<p>ステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することを中心的な内容とするものとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、促進区域に農林地を含めようとする場合については、地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）において、「促進区域に農林地を含めようとする場合は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の基本方針や同法第5条第5項の農林水産省令で定める基準にものごとって行うべきである。」とされています。 ・本制度の円滑な運用に必要な情報については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」等において整理・提示することとしています。
5	<p>（開発済の場所の活用について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山大企業のビルや工場、大型商業施設などの屋上や屋根に発電設備を取り付けることを義務化するなどの法律を定め、人間が使う電力は、人間の生活区域や工業地帯でまかなうというのが最も理屈に叶っているはずである。促進地域は、山林ではなく、都市部の既存の人工的な施設を利用することを最優先とすべき。 ・温暖化対策で、太陽光による再エネ移行はよい。ソーラーパネルを新たに自然を破壊して設置しては意味がない。パネルの設置は既に人の手が入っているところに設置すべき。高速道路沿いや耕作放棄地など、また全国にある空き家を解体するなど。 ・風力発電はできるだけ森林を伐採しないように設置することとし、太陽光パネルの設置はすでにあるビルや建物、家屋などを利用することは出来ないか。出来るだけ環境を壊さないようにしていただきたい。 ・自然エネルギーへの転換は大賛成ですが、日本の貴重な山林を開発しての設置はどうかやめてほしい。自然エネ設置は都会に。多くの住宅の屋根をまず太陽光発電に安く切り替えられるようにして頂きたい。また、大がかりではなく、地域ごとの供給に重きを置いてほしい。 ・豊かな森林や自然を破壊する場所につくるのではなく、ドイツのように高速道路の脇や都市部のビルの上、耕作放棄地など、すぐ使える場所で実施すべき。 ・太陽光や風力などの発電所を建設する場所は、森林や未開発地でなく、既に開発されてなんらかの理由で利用されなくなった場所に建設するべきで、そのための法整備や規制の強化または緩和を望む。地方都市の活性化のためにも、市民の働く場所創出のためにも、エネルギーの地産地消が進むよう、中小規模の発電所を市街地やその近接地に作るべきだと考える。中小規模にして、地元の企業を参加させることにより、住民のコンセンサスも得やすくなると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進事業に関する制度の目的は、再生可能エネルギー事業について、適正に環境に配慮し、地域貢献に資するものとし、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進することです。その際、再生可能エネルギーは地域資源であり、その活用は、地域を豊かにし得るものとの認識が重要となります。地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定は、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、環境に配慮し円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みであり、地域における合意形成を図りながら市町村が促進区域等を設定することにより、地域のオーナーシップの下、事業の候補地や調整が必要な課題の見える化がなされ、再生可能エネルギー事業の予見可能性を高めるものです。 ・促進区域等の設定については、地域の将来像を描き、まちづくりの一環として考えることが重要であり、また、エネルギーの供給側だけでなく需要側とセットで検討することが重要です。 ・市町村が促進区域を設定するに当たっては、自然環境を含め、環境への適正な配慮を確保することが必要であることから、施行規則において、法第21条第6項に基づき、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も促進区域を定めるに当たって共通して遵守すべき基準を定めるものであり、また、都道府県は施行規則に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものとして、市町村が促進区域を定めるに当たって基づくべき基準を定めることができることとしているものです。 ・施行規則においては、市町村が促進区域を設定する際の基準として、

	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能なエネルギーはなるべく使う場所から近い所で、特に都市部では空き地、駐車場、ビルや工場の屋上などで行う方が良いと思う。電気を送る距離が長ければ長いほど、電力に無駄が生じてしまったり、災害などで停電になってしまったりするのではないか。 現在地球温暖化対策といって、全国至るところで森林を削って、大規模メガソーラーや風力発電が計画されているが、これは地球温暖化対策の真逆をいく行為である。解決策として、森林で再生可能エネルギーを開発するのではなく、例えば耕作放棄地の活用、海岸や不毛地帯、都市部のビルの屋上、家屋の屋根を利用してはどうか。今現在の便利さ、利益だけを追求し続けるならば、未来の子孫たちの生命、生活、財産を奪ってしまうことになりかねない。森林での再生エネルギー開発を規制してほしい。 	<p>「促進区域は、環境に影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれる場所から定めることを旨とするものとする」こととしています。</p>
6	<p>(都道府県基準について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考資料である「法律第 21 条第 7 項の規定に基づき定める環境省令案(仮称)(概要)」には、「都道府県基準の定め方については、別途、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)においてより詳細な解説を示す」とある。本意見公募手続きに付された「地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 7 項の規定に基づき定める環境省令案(仮称)(概要)」では、省令の全体像が見えないことから、今後示されることとなるであろう「策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)」についても意見公募手続を行い、マニュアルに対する意見も反映して第 7 項の規定に基づき定める環境省令を定めるべきである。 環境配慮基準や環境配慮事項について、都道府県がどのようなものをどのような根拠に基づきどのように調査して作り公表していくのか、明確でないままパブリックコメントが行われており、意見を出すことが難しい。 「環境の保全についての適正な配慮」という曖昧な語句は、結局のところ自然破壊の促進を促しているだけにしか過ぎない。再生可能エネルギーは自然破壊を防ぎつつ増やしていくべきものであって、政府としてその明確な「基準」を定義し、将来に向けて確固たる礎となるような制度作りを行ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)」は、地域脱炭素化促進事業に関する事項を策定し、及び実施する際に参照されることを目的としています。本マニュアルにおいては、施行規則等の適切な施行のための技術的助言として地域脱炭素化促進事業に関する制度の詳細な解説を示しており、法第 21 条第 7 項に基づき定める環境省令の内容についても解説するものです。なお、本マニュアルについても令和 4 年 2 月 14 日～同年 3 月 16 日にパブリックコメントを実施しました。 環境基本法に定める「環境の保全上の支障の防止」及び「環境の保全」について都道府県基準設置に係る環境省令は、環境配慮事項として選定した事項は、「環境の保全上の支障の防止」にとどまらず、「環境の保全」への適正な配慮を確保するための基準です。環境基本法においては、「環境の保全上の支障の防止」とは、公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害を防止することや、確保されることが不可欠な自然の恵沢を確保することをいいます。一方で、「環境の保全」は、こうした支障の防止にとどまらず、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境の確保などを含むものであり、大気、水、土壌等の環境の自然環境の自然的構成要素及びそれらにより構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することを中心的な内容とするものとされています。

7	<p>(都道府県基準の定め方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑な制度であれば、区域設定は容易に進まないことが想定されるため、当該制度は可能な限り簡素にすべき。環境配慮事項については、法第21条第6項の環境省令で定める基準の他に記載の「環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがない」ことについて、国がその詳細な内容をマニュアル等で定めれば、都道府県基準において環境配慮事項を定める必要はない。都道府県基準では、都道府県条例等を踏まえ、促進区域として定めるべきではない区域又は促進区域として推奨する区域を定めるといった規定がわかりやすく、設定も容易である。 ・現在数値基準がない項目について、都道府県が基準を設定することは極めて困難であり、数値基準が必要なのであれば、その設定ができるだけの詳細なマニュアルの提示を求める。 ・都道府県の基準の定め方の方向性は、除外すべき区域や配慮が必要な区域の考え方を示すことに限られているように解するが、「第6 一般的留意事項」に、開発済みの場所から優先的に設定されるよう基準を定めることとされていることから、ホワイトリスト的に、現に開発済みで環境影響が十分に低いことが明らかな地域を「促進区域とすることを推奨する地域」として定めることはできないか。 ・都道府県基準について、再生可能エネルギー全種類を対象としてミティゲーションの考えを導入すべき。同時に生物多様性および持続可能な社会という視点での土地利用図を整備し、開発事業者が開発に掛かるミティゲーション経費を検討出来るようにする。 ・都道府県基準を定める際、「地域脱炭素化促進施設の種類ごとに」とされているが、全事業共通の除外すべき区域や環境配慮基準を定めただうえで、さらに施設の種類のごとに個別の配慮基準を上乗せして定める方法による、都道府県基準の記載方法は可能であるか明示されたい。 ・「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から検討を行い」という重要な項目であるにもかかわらず、実地調査は行わず、「国、地方公共団体等が有する文献その他の資料」、「専門家等から科学的知見を聴取」などとしている点について、文献や資料は情報が古いものや限定的なものがある。また、専門家等の科学的知見についても、確認方法や専門家の年齢等によって知識に偏りが出る。情報収集方法については、基準を設定する必要性がどのように、各自治体が調査する必要があると考えるのがいかがか。 ・地域脱炭素化促進施設の種類の環境配慮事項が限定的すぎ、乱開発に繋がりがかねない。もう少しきめ細かい設定が必要。また、(1)環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境配慮事項と(2)生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境配慮事項は、それぞれ相関関係に 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、法第21条第6項及び第7項の規定に基づき、市町村が定める促進区域の設定に関する基準（以下「都道府県基準」という。）を定めることができます。 ・これは、都道府県において、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、促進区域設定に当たって配慮すべき区域の考え方や、再生可能エネルギー事業の計画立案に当たって考慮すべき環境配慮事項ごとに適正な配慮を確保するための再生可能エネルギー事業の在り方に関する考え方を整理した上で、再生可能エネルギーを導入するに当たって望ましい立地の考え方や再生可能エネルギー事業における環境配慮の在り方に関する考え方について、個別の事業計画の立案段階に先立ち、より上位の段階にある都道府県の地方公共団体実行計画において当該都道府県における再生可能エネルギー導入の政策方針として明確にするもの（いわゆる戦略的環境アセスメントの一種）です。都道府県基準は、地域における広域的な適正な環境配慮の確保の観点において非常に重要な役割を果たすものであり、市町村の促進区域の設定に先立ち定めることが望ましいものです。また、都道府県基準を効果的に定めた上で、市町村の定める地域の環境の保全のための取組において、個別事業に係る環境配慮を適切に確保することにより、累積の影響など個別の事業で対応することが難しい課題にも、一定の配慮が可能となることが期待されます。 ・都道府県基準は、法第21条第7項に基づき施行規則第5条の3から第5条の6において定める考え方に基づき定めることとしています。都道府県基準においては、当該規則に基づき、都道府県の再生可能エネルギーの導入目標及び再生可能エネルギーの種類ごとのポテンシャルを踏まえた上で、国又は地方公共団体等が有する情報や専門家等からの聴取等により得られる科学的知見に基づき環境配慮事項を適切に検討した上で、当該都道府県の管内において促進区域に含めることが適切でないと思われる区域や、環境配慮事項ごとの適切な配慮を確保するための考え方を示すこととしています。 ・「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」において、「都道府県は、市町村が促進区域を設定するに当たっては、地域脱炭素化促進事業の種類ごとのポテンシャルに応じて、環境への影響の懸念が小さいと考えられる開発済みの場所から優先的に設定されるよう都道府県基準を検討してください。」としていくこととしており、都道府県基準において、既に開発済みであって、
---	---	---

<p>あるため、(1)と(2)、どちらも満たすような配慮の内容にしないと意味がなくなってしまう場合があると懸念する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地熱資源は地域偏在性が大きく、地下資源特有の難しさ（特に地下深部の情報の取得）があり、多くの場所でその資源量等の情報が限られているため、限定的な地熱資源情報に基づき、都道府県は促進区域の設定に関する都道府県基準を、地方公共団体は計画策定、目標設定、促進区域の設定を行わなくてはならない。そのため、これらの作業には地熱の専門的な知識を有する有識者や研究機関、公益法人や民間企業を積極的に活用する必要がある。 ・現在開発済みの場所であっても、希少野生動植物が、仕方なく開発地での生息を余儀なくされている場合が多々ある。そのため、開発済みの場所であれば優先してもよいという文章は適当でない。留意事項として定めるのであれば、すでに開発済みの場所であっても、野生動植物の生息状況についての調査は必須としていただきたい。そしてその生息が認められた場合には配慮する内容を盛り込んでいただきたい。 ・都道府県基準を設定するにあたり客観的かつ科学的知見が必要とされており、具体的な数値基準を設定することも想起されるが、そこまで必要なのか。 ・「第一 基本的考え方」において、施設の種類ごとのポテンシャルに応じて、また、目標との整合性を図りながら基準を定めることとされている。都道府県域内のポテンシャルがないまたは現在の技術では開発困難である等の場合、一部の種類の施設においては「都道府県域内で促進しない」ことを定めることは可能と解するがいかかか。 ・都道府県の定める太陽光の環境配慮事項に「水上に設置するものにおいてはその陰になる部分の影響」を追記すること。 ・太陽光発電の環境配慮事項に二酸化炭素吸収要素の良好な保持に関する環境配慮事項として「二酸化炭素吸収を見込める優良な森林に対する影響」を追加すること。 ・都道府県基準のうち風力の環境配慮事項について、なぜ影のみに限定しているのか。風車の影響は人間にとっては騒音とは呼ばない音であっても、コウモリ等のいきものに対しては影響が及ぶ場合も考えられ、ここで影のみに限定していると、影だけに配慮すればよいと解釈され、その他の事項（例えば風車の音、電磁波等）には配慮されない可能性も出てくる。超音波などについても言及していただきたい。 ・都道府県基準の“生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境配慮事項”について「人為的な改変をほとんど受けていない自然環境」と限定するのは、抜け穴に繋がる恐れがある。また、本文は「人為的な改変をほとんど受けていない自然環境」の情報は収集すべきだが、「人為的な改変が多少で 	<p>当該地域において地域脱炭素化促進事業を行う場合に、適正な環境保全の確保が図られると考えられる地域を優先的に促進区域とすることを検討する旨を示すことは可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県基準については、地域の自然的社会的条件（地域特性）に応じた地域脱炭素化促進施設の種類の事業特性に応じた適正な環境配慮のための考え方を示すことが必要です。このため、都道府県基準を定める場合においては、地域脱炭素化促進施設の事業特性を踏まえた上で、種類ごとに所要の適正な基準を定めることが必要です。 ・法の施行に当たり、環境省は都道府県等に対して、技術的助言として施行通知を示し、当該通知においては「促進区域の設定に当たっては、市町村は、国や都道府県が設定する環境配慮の基準に従って、地域の自然的社会的条件に応じて環境保全の適正な配慮が確保されるよう所要の検討を行うことが必要である。加えて、環境保全以外の観点からの社会的配慮・社会的条件（例：既存の土地利用や先行利用者の状況、各種法令による規制、電力系統など）についても既存情報や関係行政機関からの情報を踏まえ適切に把握し適切に考慮することが求められる。例えば、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、促進区域の設定に当たっては、関係法令等も考慮し、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避するなどの留意が必要である。従って、適正に環境に配慮し、社会的配慮・社会的条件も踏まえた上で、適切な促進区域を設定するためには、協議会等も活用しつつ、地域の実情を的確に把握し関係者で共有した上で、丁寧に合意形成を図りながら促進区域を抽出していくことが求められる。」旨を示しています。また、「市町村で促進区域を設定するに当たって、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明しうるものが懸念される場合においては、地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全のための取組に適切な措置を市町村が位置付けることにより、事業の実施に際して事業者において適切な所要の措置が講じられることを担保し、これにより環境保全上の支障のおそれが生じないよう措置することが必要である。地域の環境の保全のための取組として規定すべき適切な措置としては、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の立案（事業位置・規模、発電設備の配置・構造等の検討や、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等）等が考えられる。」旨を示しています。 ・施行規則において、都道府県基準を定める際には、「国又は地方公共
---	--

	<p>もある自然環境」については情報収集する必要がないとも読み取れる。生物の多様性を確保することを主眼に置くのであれば、「人為的な改変を受けている自然環境であっても」とするか、そもそも「人為的な改変をほとんど受けていない自然環境」の一文がいらぬように思うがいかがか。そしてさらに、「まとまって存在し」というのもこの項目の指す自然環境を限定的なものにしている一文と取れる。まとまっていなくても生息地や生育地については配慮すべきであるし、まとまっていなくとも保全上重要な自然環境であるはず。“生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全”の事を考えるのであれば、以下のような文章が適当ではないか。カッコ内、例文（国又は地方公共団体の調査により確認された自然環境（人為的な改変を受けている場合も含む）、野生生物の重要な生息地又は生育地としての自然環境や、その周辺も含む、生態系の保全上重要な自然環境の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集すべき情報に二酸化炭素吸収要素の良好な保持に関する環境配慮事項として「二酸化炭素吸収を見込める優良な森林の状況」を加えること。 ・促進区域以外での開発は都道府県として推奨しない場所と考えられるため、開発不可能という場所を除いては、促進区域の設定範囲の制限をする基準を示すべきではない。本改正内容は、温暖化対策の促進ではなく、むしろ抑制につながる要因となるリスクを十分に考慮すべき。 	<p>団体等が有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的な知見に基づくものであること」としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県基準は、施行規則においては「太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの種類ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること」と規定しています。 ・施行規則において、地域脱炭素化促進施設の種類に応じ、個別に定める環境配慮事項のほか、「都道府県は、地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう特に考慮が必要と判断する事項について、環境配慮事項とすることができる。」としています。
8	<p>（都道府県基準の見直しについて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都道府県基準の見直しを適時に行うこと」とあるが、都道府県基準は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画の一部として定めるものであり、地方公共団体実行計画の変更には法律上の手続きが規定されている。よって、都道府県基準の見直しを「適時」に行うには大きな負担が生じると想定される。都道府県基準の策定や変更にあたって、地方公共団体実行計画本体の策定・変更とは別に容易に設定できる規定を整備していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県基準は地方公共団体実行計画の一部として定めるものです。このため、都道府県基準を見直す際には、地方公共団体実行計画の変更に必要な手続を行う必要があります。なお、地方公共団体実行計画の一部である旨を明確にした上で、都道府県基準を別冊として作成するといった工夫により、事務的な負担を低減させることは可能であり、このような運用上の工夫については「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」で明確化していきます。
9	<p>（都道府県基準の特例について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例都道府県基準の記載の方法として、第3による都道府県基準に対して、「特例規模事業については、〇〇号は適用しない」といった、都道府県基準の一部を適用除外とする記載方法や、特例規模事業を含む共通の基準を定めただうえで、特例規模事業以外の事業（要するに通常の事業）に対してさらに基準を追加する記載方法は可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特例事項を定めるにあたっては、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに施行規則において地域脱炭素化促進施設の種類ごとに個別に掲げる環境配慮事項について検討の上、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう規模や設置形態の限定を付すことなく都道府県基準を定めることが前提となりますので、特例事項のみを定めることはできません。また、特例事項は、都道府県において規模

		に応じて段階的に定めることも可能です。
10	<p>(都道府県基準と配慮書特例について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・促進事業の配慮書の適用除外に関しては、認定市町村の事業認定のみで足り、通常配慮書に対し意見を述べる都道府県や環境大臣、経済産業大臣の考えが反映されない。このうち、大臣の考え方の反映手段がないことから、環境大臣が、これまでの配慮書に対して述べた意見の要素をすべて組み込み、「促進区域に含んではならない区域」や「配慮を求める区域及び求める配慮の内容」を示すべき。 ・「地域脱炭素化促進施設の種類ごとに」定めるとあるが、改正法第 22 条の 11 の配慮書の適用除外は、都道府県基準が定められた施設の種類のみに適用があると解してよいか。少なくとも改正法の条文ではなにか一行でも改正法第 21 条第 6 項の基準の定めがあれば、いかなる種類の施設であっても事業計画に従って行う施設整備について配慮書適用除外があるように読めるため、都道府県基準が定められた施設の種類のみに適用除外の効力が及ぶようにする定めが必要と料する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県基準に基づき定められた促進区域において地域脱炭素化促進施設の整備が行われる際には、あらかじめ市町村において環境の保全に適正に配慮した区域設定がなされ、かつ、市町村が定めた地域の環境の保全のための取組を満たす形で地域脱炭素化促進事業計画が認定されます。これにより、重大な環境影響の回避が確保され、更には広域的な観点から環境の保全に適正に配慮した区域設定がなされることが担保されていること等から、環境影響評価法に基づく計画段階配慮事項の検討に係る手続（以下「配慮書手続」という。）の規定を適用しないこととする特例を定めました。 ・都道府県基準を定めるに当たっては、配慮書手続が省略されることを念頭に置き、地域脱炭素化促進事業のうち環境影響評価法の対象となる規模のものについては、配慮書手続において検討すべき検討事項・手法を示すことが重要となります。 ・なお、都道府県基準が定められた地域脱炭素化促進施設の種類のみ法第 22 条の 11 に規定する環境影響評価法の特例は適用されます。
11	<p>(運用総論)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者からの提案を端緒とする「事業者提案型」での促進区域の設定もあり得るとしているが、その設定方法は導入すべきでない。これから自治体等が行っていく促進区域の選定とそれとは設定基準や方法がまったく異なる可能性がある。 ・促進区域の設定や導入目標を定めるために設置される協議会は、誰が見ても公平な議論が進むよう行われると理解できるメンバーを選定すべきである。さらに、促進区域の設定に際して一定の水準が担保されるよう、専門家が積極的に関与できる仕組みが必要である。 ・促進区域の設定にあたっては事業実施想定区域の選定とは明らかに違う手法で設定する必要がある。それには、促進区域の設定には協議会等を開催することを必須とし、そこで地域住民が持つ文献等で公表されていない情報をできるだけ多く収集し、促進区域の設定にあたりそれらの情報の活用の有無を十分に検討する必要がある。 ・「地域の環境保全の取組」に対し、真にその取り組みが地域の環境に適正に配慮できているか、地域のメリットにつながるか、地域と共生できるかなどの観点で、取組の内容を第三者が評価する仕組みが必要と考える。事業者や市町村によ 	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の円滑な運用に必要な情報については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」等において整理・提示することとしています。

る自己評価だけでは不十分なので、協議会等で議論することが必須である。

- ・「都道府県が定める促進地域」の外における事業計画について「排除されるべき事業」という誤解が生まれないよう、促進地域に事業区域の一部もしくは全てが属していない場合においても、適切に環境影響評価などにより環境への影響が低減されていることを前提に、推進ができることを明記いただきたい。
- ・再生可能エネルギー事業の法令上可能な地域が、促進区域外となった場合の許認可（公園法、温泉法、森林法等）の取得が制約されないよう留意していただきたい。
- ・促進区域内は都道府県基準が設定され、促進区域外（適用除外区域除く）ではそういった基準が適用されない状況となる。事業者が、基準がない促進区域外で設備設置を行う心理も働きそうであるが、そのような状況についてどのように考えるのか。適用除外区域や住宅など既に開発されている場所以外は、促進区域と設定してほしいということか。
- ・法第 21 条第 6 項によれば、促進区域は、「環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準」に従い、都道府県の定める「促進区域の設定に関する基準」に基づき定めるものとされている。当該「促進区域」とは、再生可能エネルギーの導入を積極的に促進すべくポジティブゾーニングのエリアとして設定し、市町村の認定を受けることで関係許可などの手続きのワンストップ化等の特例を付与するものであり、それ以外のエリアにおける再生可能エネルギー事業の実施を排除するものではないと理解している。この点、2050年までの脱炭素社会の実現という法の基本理念を達成するため、促進区域の設定がなされる場合も、促進区域「外」のエリアにおいて関係法令等を遵守して行う太陽光、風力等を用いた再生可能エネルギー発電事業の実施は可能であり、促進区域以外のエリアにおける再生可能エネルギー発電所の開発建設を妨げるものではないことにつき確認を頂きたい。さもないと促進区域以外では開発ができないという誤解を生じる虞がある。
- ・促進区域に含めない区域は全て貴重かつ重要な生態系区域である。菌類をはじめ昆虫動植物、地形を含む生態系によって、あらゆる生命にとってなくてはならない水源が護られて命の循環が育まれている。この記述の仕方では、促進はしていないが禁止ではないと解釈も可能となるので、「促進禁止区域として定めること」と明記すべき。
- ・地熱開発は、太陽光、風力等の再生可能エネルギーの開発と違い、地熱資源賦存の調査開始から発電開始までに10年以上の極めて長期のリードタイムを要する。地下深部に賦存する地熱資源を把握するためには、地表調査、掘削調査、調査井掘削等の調査を段階的に実施する必要がある、発電規模に見合う安定的に取り出すことができる蒸気を把握するだけで、5年以上の期間が必要となる。

このため、地熱資源を確認する調査段階では、具体的な発電までの全体計画が見通せず、改正温対法省令案に規定する、事業者による地域脱炭素化促進事業計画の策定や関係市町村による地方公共団体実行計画への反映、促進区域の設定は困難となる。

従って、地熱開発に関しては長期のリードタイムに配慮し、発電計画が見通せない場合においても事業計画や実行計画の策定、促進区域の設定等を柔軟に受け入れる運用により、より一層の促進を図ることが必要である。また、令和3年9月30日付けで改訂された「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」においても、改正温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会や促進区域の設定等の仕組みが市町村において活用されることにより、大規模な地熱開発における「順応的管理」や地域の合意形成の推進等に寄与することから、当該仕組みを積極的に活用することが望ましいとされており、地熱開発の当該仕組みを活用可能なものにする必要がある。

・山間部に道を通して行う風力発電事業については、一律土地の安定性を損なう側面だけでなく、当該区域内の雨水の流れをコントロールする構造となること、普段から人が巡回する環境が整い、災害の予兆の発見や予防保全にも資する側面があることにも鑑みたくて促進区域の指定を行うことを明記いただきたい。

・脱炭素化促進施設には、再エネ海域法による洋上風力施設は入らないと理解できるが、脱炭素化の取組の例として挙げられている自営線や水素製造については、促進施設と同様に洋上風力事業に関連する取組であれば、それは対象外という解釈でいいか。再エネ海域法による洋上風力施設は、陸上の変電所や自営線についても地域脱炭素化促進事業の対象外であるとする、温対法の促進地域内にはそうした洋上風力関連施設は設置できないということか。また、洋上風力関連事業は、行政の許認可手続き等で、温対法の促進事業に比べて劣後する扱いを受けることが懸念される。洋上風力に関連する陸上施設整備の扱いについても、引き続き地方自治体が脱炭素化の取り組みとして積極的に対応できるように制度運用上の工夫をお願いしたい。

・洋上風力に関して、推進地区が「ポジティブ・ゾーニング」となって、逆に指定されていない地区が「ネガティブ・ゾーニング」、すなわち設置不可地域にならないように、法律施工規則を明文化していただきたい。

・地球温暖化対策のための再エネ推進だから、促進地域の設定はネガティブゾーニングではなくポジティブゾーニングの考えでお願いしたい。行政側にその考えがないと推進よりも規制色が強くなってしまう。

・法の基本理念である2050年までの脱炭素社会の実現を可能にすべく、耕作放棄地につき促進区域へ積極的に指定する方針について、明示いただきたい。仮に

	<p>本省令自体に記載することが困難と判断される場合でも、地方公共団体向けマニュアル又はガイドライン等で明確に記載することをご検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・促進区域地域の環境の保全のための取組の設定や社会的配慮について。保全を優先されるべき保護・保全の法の網がかけられた地域へはなるべく建設しないよう働きかけるのが最優先であるが、近年耕作放棄地へのメガソーラー発電利用が進んでいるがこの動きが加速して、農業の放棄→メガソーラー発電の乱立→その地域の農業衰退→食糧自給率の低下、となることを恐れている。農業の衰退を招くような建設の横行には歯止めもかける必要があると感じる。 ・事業者は促進区域での風車建設に経済的メリットがなければ、配慮書手続きの免除を放棄してでも、促進区域以外で事業計画を設定する。事業者が促進区域内で事業計画を設定する際に、配慮書免除以外の経済的メリットや何らかのインセンティブを得られるようにし、促進区域に事業計画を困り込むような措置が必要。 ・都道府県基準が再エネ導入促進の目的から逸脱して、過剰な規制・事業者負担となったり、従来の環境アセスメントよりも事業者の負荷が大きくなるように都道府県をご指導いただきたい。 ・「地域の環境保全の取組」については、地域における代償措置（ミティゲーション）の実施も取組のメニューに位置付けるべきである。市町村や事業者が促進区域で必要な環境配慮をしたとしても、場合によってはその場所の生物多様性にネットロスが出てしまう場合に、市町村や事業者による保全エリアの確保と継続的な管理を求めるべき。 	
12	<p>（その他意見・施行規則の内容以外の御意見について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私の住む和歌山県の県知事は老朽化した有田市の製油所の継続を懇願したり、健康被害に疑義のある IR 事業誘致に奔走したりしながら、これだけ世界的な温暖化（CO2 削減）対策が騒がれている中（且つ経産省のエネルギー基本計画や環境省の温対法改定を目の当たりにしながら）県内の3つの風力のプロジェクト全てに反対の意向を示しておいで。今回の省令改定により、こういう悪政を貫く自治体の首長に対して環境省（なかんずく日本政府）がしっかり行政指導できるような体制として欲しい。 ・これからの国づくりには、大規模な発電設備などの公共事業、もしくは税金を補助金として使う工事ではなく、一般の人々が山の管理をしやすくし、発電は個人単位で使う分を発電する仕組みに変えて行った方が良い。国民一人一人がもっとやりたいことを自由にできるように、教育でモラルを高め、自己肯定感のある子供達を育て、大人になった時に自分達の住んでいる場所を愛せるような国づくり、国策を進めて行くべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見募集の対象外と考えておりますが、頂いた御意見を掲載していません。

・地球温暖化対策の推進エリアから、自然環境保護地域等を除くことはいいが、それだけでなく、そもそも地球温暖化対策の前提理論に間違いがあるのだから（地球温暖化の主因は Co2 排出量の増加ではない。環太平洋での海底火山の噴火の頻発が主因）、現状の「地球温暖化対策」は中止すべき。

・そもそもだが地球は温暖化していない。地球は寒冷化に向かう。地球の気温を左右するのは二酸化炭素ではなく太陽風。太陽の活動が大きく影響する。すべての再生可能エネルギー開発をやめ、主電力は原発。再生可能エネルギーはこれ以上拡大させず、補助電力として使うべき。

・改正に反対。この法案の改正は、森林などの自然を破壊して、大規模な面積や土地の改変を伴う、メガソーラーや風力発電を推進したいがための改正と見受けられる。後付けの見せかけだけの自然保護対策である。促進地域は必然的に過疎地であり、環境正義に反し、過疎地には負担を強いることになる。根本的なところから、地球温暖化対策をどうしなければいけないか、考え直す必要がある。

・現在、多くの人が老朽化した太陽光パネルの扱いに困っているという問題が実際に起きているように、長期的展望と広い視野によって進めることが必要不可欠である。悪質な業者がはびこる下地を作るようなことは絶対に避けるべき。自然にむやみに手を加えることで現在の地球温暖化を招いたという姿勢は絶対に崩すべきではない。若者たちにきちんと説明できる方策でなければならない。

・現在の段階ではデータの不足がありこのまま法律施行規則を変更することは極めて拙速なことと考える。綿密、正確なデータを取り確実な根拠を基に改正することを強く求める。

・「地域脱炭素化に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会」「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」について、日本の3大自然保護団体（WWF-Japan、日本自然保護協会、日本野鳥の会）がオブザーバーとしてだけ参画するのではなく、審査の中で意見を述べていく役割として位置づけていくべきではないか。

・また、再エネに移行するだけでなく、節電をしなければ、パネルがいくらあっても足りない。料金を値上げして、節約目的で節電させるべき。

・促進区域の中であっても、既に稼働している施設に対しては環境配慮事項の遡及適用は難しいと考える。しかし、既設施設も長期間にわたり運営されていくものであり、その後の維持管理等において、配慮事項に則し指導する権限の付与が必要ではないか。

・地域住民等が事業化よりも早い段階から地域の風力発電の検討に関与するためには、促進区域の候補地選定の段階で関与できるかどうか重要である。多くの自治体では、促進区域の選定位置が決まりつつある段階、つまり、自治体による絞り込みがかなり進んだ段階でアンケートや説明会によって立地選定の良し

悪しについて住民意見を聴取することになると考えるが、それが真に早い段階での住民参加と言えるのかを検討するとともに、絞り込みを行う過程のなるべく早い段階で住民意見を聴取、反映できる仕組みを各自治体で持てるような指導が必要である。

・再生可能エネルギー推進については諸手を挙げて賛成だが、風力発電や、大規模な太陽光発電パネルについては、森林伐採や、近在の住民に与える悪影響など、問題を起こしているところもいくつか聞いている。温暖化防止のためにすでにある森林伐採などは、慎重の上に慎重であるべきで、必ず地元住民の意見を聞く機会を設けるべきだと考える。開発企業のためでなく、地域住民の同意とメリットがなければ、逆に再生可能エネルギー推進はすすまないだろう。デンマークなどの再生可能エネルギー先進国のシステムに学び、地産地消、地元でメリットのある温暖化対策を求める。

・地方自治体には再エネを推進するには必ずしも十分な経験・知識・能力を有するとは限らない。地方自治体においては、国・大学・専門機関・業界団体・他から経験者や学識経験者の支援やアドバイスを受けられるような組織づくりも合わせてお願いする。

・促進区域でない場所は、開発の許認可手続等を簡略化できるといった優遇が受けられないだけであって、再エネ開発ができないわけではない。促進区域から外すことが明示された場所については、規制をかけ、再エネ施設が設置できないように法改正をすべき。

・太陽光パネルによる温暖化対策に疑問を持っている。太陽光パネル設置により森林が失われたり土砂崩れが起こり人命が失われたりするのはどう考えるか。住宅密集地でもたくさん設置されていて心配である。太陽光パネルは消耗品のため何十年後かには大量の廃棄物になる様なものが環境に配慮したものなのか。

・風力発電の建設場所は自然環境に配慮すべき。山林を伐り開いての開発は禁止すべき。特に幹周り 200cm 以上の巨木を伐り倒しての開発は禁止すべき。風力発電は日本の自然環境においては設置が難しい。地熱発電など日本の風土に合った方法への切り替えを強く要望する。

・本省令があくまでも地球温暖化対策の「推進」のためである限りはわが国の風力発電で最もポテンシャルの大きい国有林や保安林を積極的に促進区域とする事。風力発電は過日の熱海の土石流のような災害を起因するものではない。熱海のケースはあくまでも「盛土」によって起こった人為的災害、それに対し風力は基本的に法律（建基法他）に遵守した安全な「切土」による施行である。また今までの事例を見ても、風力発電事業は林業との共存共栄が成立している案件が多い事から（林道整備や植林基金など）環境省としては経済産業省（エネ庁）・

農林水産省（林野庁）と協力されて、保安林・国有林における風力発電の積極的促進をお願い致したく、今後は洋上風力と国有林・保安林風力が我が国のエネルギー基本計画の再エネ比率をけん引する事は自明。

- ・行き過ぎた地球温暖化対策、再エネ推進による森林伐採が進んでいる。抑制区域に限らず総面積による規制も必要。
- ・大規模な森林伐採は反対。二酸化炭素の増加は産業の発展や森林の減少が主な要因である。それが、わかっていながら、森林を伐採するのは到底理解できない。生物多様性も尊重すべき。概要自体の見直しが急務である。
- ・原発以外の方法のエネルギーを推進するのは賛成だが、発電場所を森林破壊して作る事には大反対である。森林破壊についてしっかりと規制を作った上で温暖化対策をすべき。
- ・地球温暖化対策を目指す上でエネルギー開発を謳った森林伐採をすることについて強く反対する。尊い命を育む野山を壊して利益を得るのは一部の無責任な業者だけである。SDGsにつながるアクションは未来の子供たちが幸せに生きていくことにもつながることである。生物多様性、すべての生き物が共生できる環境を作っていくということをまず第一に考えて地球温暖化対策に活かして頂きたい。
- ・地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしている。すなわち森林を切ることで、その損失は永久に続く為、基本的に森林伐採による脱炭素化促進施設の計画は、これを認めないこととする旨書き加えるべき。
- ・再生可能エネルギーの施設建設のために、今ある豊かな森や自然を破壊することは「地球温暖化対策の推進」という観点から大いに逸脱した行為なのは明白。メディアへの情報操作で国民を欺くことは、もう時代遅れもいいところ。日本の政府として、欧米諸国に恥ずかしくない、遅れを取らない、グローバルな視点で制度作りを行ってほしい。
- ・環境への影響は勿論のこと、太陽光発電・風力発電に使われる資材は寿命後廃棄される恐れもあるため、その方面もふまえて検討して欲しい。